

## 令和4年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程〔第2号〕

令和4年12月9日(金曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第45号議案から第62号議案まで及び第6号報告  
議案質疑  
委員会付託

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（14名）

1 番 於 久 弘 治  
2 番 毛 利 洋 子  
4 番 黒 田 健 一  
5 番 井ノ口 憲 治  
7 番 土 谷 信 也  
8 番 成 重 博 文  
9 番 中山田 健 晴  
10番 松 本 博 彰  
11番 河 野 徳 久  
12番 安 東 正 洋  
13番 北 崎 安 行  
14番 河 野 正 春  
15番 菅 健 雄  
16番 大 石 忠 昭

### ○欠席議員（2名）

3 番 中 尾 勉  
6 番 阿 部 輝 之

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 田 中 良 久  
次長兼議事係長 大 塚 栄 彦  
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子  
専 門 員 小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫  
副 市 長 堤 隆  
市参事兼総務課長 安 田 祐 一  
市参事兼財政課長 飯 沼 憲 一  
市参事兼建設課長 永 松 史 年

企画情報課長 丸山野 幸 政  
地域活力創造課長 小 野 政 文  
税 務 課 長 近 藤 直 樹  
市民課長 黒 田 敏 信  
保険年金課長 大久保 正 人  
社会福祉課長 田 染 定 利  
子育て支援課長 水 江 和 徳  
健康推進課長 清 水 栄 二  
人権啓発・部落差別解消推進課長

後 藤 史 明  
環境課長 尾 形 稔  
商工観光課長 河 野 真 一  
農業振興課長 川 口 達 也  
耕地林業課長 阿 部 博 幸  
農業地域支援室長 首 藤 賢 司  
都市建築課長 清 水 英 文  
上下水道課長 本 田 督 二  
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

船 木 靖 幸  
会計管理者兼会計課長 佐々木 真 治  
選挙管理委員会・監査委員事務局長

藤 重 深 雪  
農業委員会事務局長 塩 崎 康 弘  
消防本部消防長 榎 本 賢 二

### 教育委員会

教 育 長 河 野 潔  
教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己  
学校教育課長 衛 藤 恭 子  
文化財室長 板 井 浩  
総務課 総括主幹兼総務法規係長

矢 野 裕 治  
主幹兼秘書係長 江 畠 信 之

○議長（土谷信也君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議長（土谷信也君） 日程第1、第45号議案から第62号議案まで及び第6号報告を一括議題といたします。

初めに議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、16番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたのでご了承

12月9日

願います。

議案質疑通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

今日は市長から本議会に提案されております補正予算や条例改定などの議案について、1時間いっぱい質疑をしたいと思っております。1時間という時間制限がありますので、今提案している内容に絞りました。

最初は、補正予算についてであります。

今回、一般会計で4億5,325万円の補正予算が提案されておりますが、そのうちで市民にとって大事な問題5つに絞って、質疑をいたします。なるべく市民の皆さんに分かりやすい言葉で、簡潔にですね、答えてもらったらと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

今回の補正予算で、国庫支出金が1億334万円提案されております。今、市民の皆さんはコロナの下、そして物価高騰が続いておまして、本当に生活が大変なんですけれども、今回の歳入の国庫負担のうちでコロナ感染の対応で、地方創生臨時交付金は幾ら補正予算の中に含まれているのか、そして、もう既に国が配分を決定している豊後高田市においては今年度総額で幾らあり、まだ予算化できていないで、さらに国が決めているけれどもあとまだ予算化すれば豊後高田市で使える、このふるさと創生臨時交付金が幾らあるのかについて説明してもらいたいと思っております。

それから2つ目が、この物価高騰対策で、国のほうは非課税世帯に5万円給付する事業を打ち出しまして、もう既にほとんどの方が給付を受けておりますけれども、今回佐々木市長は、国のこの事業に該当しない方についても市独自で支援金を出そうと。これはもう佐々木市長でないといけないすばらしいことだと思います。それでですね、なるべく事務を簡単にして、もう国の事業は既に支給されているので、それ以外の方も今回予算が決まれば、なるべく早く対象者に届けてもらいたいと思っておりますが、本人からの申請制なのか、市が税務課で調べれば市民税所得割非課税世帯というのは、どれどれの世帯というのは全部分かるので、そういう方法をとって、いつ頃から交付を始めて、いつ頃までには交付を終わると考えているのか。なるべく急いでもらいたいという質疑です。

それから3つ目は、このコロナの下で燃料費などの消費物価が上がったということで、今回、もう既に9月の県議会で、県の事業として県が半額、市町村が半額持つ、いわゆる各福祉職場に対する電気料の増額部分について補助金を出すという形で、今回豊後高田も700万円の負担金を、県のほうに負担をするという予算になっております。これについてね、豊後高田市ではどれぐらい——100を超える施設で電気料の助成金をもらえると思うんですけども、一言で言ったらどれぐらいの施設で、安い施設で幾らぐらい、高いところで幾らぐらい、なるべく早くこれも交付してもらいたいと思っておりますが、その交付時期。これは県が交付するんですけどね、市のほうも掌握してれば報告してもらいたい。

それから、今回、今年度第2次の30%プレミアム付きの商品券を発行するという予算がつけました。これも評価をいたします。

問題なのは、前回は2億円分で6,000万円のプレミアムが付いたんですけども、やっぱり市民の皆さんの生活は厳しいということもあって、前回は9月25日から10月2日、この4日間をこの市役所の庁舎や真玉庁舎などで特別に販売することになったんですけども、もう3日目の——4日間なんだけど、実際は3日目の午後4時ぐらいにはもう売り切れたということですね。平日、10月に入ってから10月3日以降ですね、平日で商工会議所や商工会で販売するようになっていたけれども、もうそこでは販売する券が全くないということですね、相当市民が怒りの声を上げましたし、私どもに何で高田は少ないんかということで、私は市長ではないんですけども、発行額が少ないということで怒られましたけれどもね。

今回、また9,000万円分のプレミアム付きの第2弾を発行する。これも佐々木市長に評価をいたします。問題はですね、今回はそれだけ今、前も3割のプレミアムをやるのを実施したことがあるけども、こんなに早く売れるということは生活が大変だということをお話していると思うんですよ。今回は、やっぱりよその市では事前申し込みで、多い場合は抽選にするという方法取ってますわね。そういうことなども参考にして、何とかもう混乱が起らないようにね、前回の1.5倍の方が利用できるようになりますのでね、なるべく豊後高田市民、市外の方も使えるということですけども、県が補助金を半分出してるからですね、けれどもなるべく豊後高田市民が1人でも多くの方が利用できるように、今まで——前回

からの問題点、教訓を引き出してですね、生かした形にやってもらいたいと思いますが、その辺どうなのか。

それから、あともう一点は、これだけコロナの影響、物価高の影響で、やはり市民もなるべく買物を控えるなどしてですね、中小零細業者については売れ行きがなかなか伸びない、あるいは落ち込みが回復できないということで、今後、零細業者など事業を続けていくかどうかということで非常に悩んでいる、大変な事態だと思うんですけども、これも中小業者に20万円、個人業者に10万円ね、今回もまた支給することになりまして、やっぱり佐々木市長ならこそできたと思って評価いたします。

このことについてね、受給対象者がどういう状況の業者のことが対象になるのか、そして申請手続や審査の方法、そして決定したらその事業所に対してですね、交付がいつから始まるということになるのかね。その辺、市民に分かるように簡潔に答弁してもらったらと思います。

以上です。

**○議長（土谷信也君）** 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

**○市参事兼財政課長（飯沼憲一君）** 第45号議案のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお答えをいたします。

令和4年度における本市への配分額合計でございますが、お手元の資料にもございますように、合計で4億1,969万7,000円となっているところでございます。

なお、これらは歳入予算に今回の12月補正で全額計上済みでございますので、未計上は今のところございません。予算計上は9月補正期計上額で3億2,720万5,000円となっております。今回の12月補正で残りの9,249万2,000円を予算計上しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（土谷信也君）** 社会福祉課長、田染定利君。

**○社会福祉課長（田染定利君）** それでは、物価高騰対策特別支援金事業についてのご質疑にお答えをいたします。

長引くコロナ禍と現下の物価高騰に対して、これまで国は2度の住民税非課税世帯に対する臨時給付金の給付を実施してまいりました。

しかしながら、この対象とならなかった世帯においても家計における影響は大変大きなものとなって

いるものと思っております。こうした現状を踏まえ、本市独自の家計支援策として今回収入限度額を拡大し、住民税所得割非課税世帯までを対象とする物価高騰対策特別支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、市長の提案理由説明でも申し上げましたとおり、国の住民税非課税世帯に対する5万円の緊急支援給付金の対象とならなかった世帯のうち、住民税の所得割非課税世帯に対しても支援を拡大し、市独自で1世帯当たり5万円を給付させていただきます。

なお、申請方法や対象要件については、今回の国の緊急支援金事業の取扱要綱に準じて実施をしております。

また、予算成立後のスケジュールにつきましては、早期の支給に向け、年内に準備の整った世帯から関係書類の送付を開始し、1回目の給付金の振込は1月の中旬を予定しております。

次に、社会福祉施設等物価高騰支援事業についてのご質疑にお答えをいたします。

本事業につきましては、大分県が実施主体として取り組む電気代高騰相当額支援補助金事業に対し、市町村負担金として予算化をするものでございます。この電気代高騰相当額支援補助金は、障がい者福祉サービス施設や事業所、高齢者福祉施設、それから認可保育園や放課後児童クラブなどを対象とし、現下の物価高騰化においても安定的なサービスの提供が維持できるよう、運営する法人や個人の負担軽減を図るため、前年度の各施設の電気代実績に電気代平均上昇率を乗じた額の2分の1に相当する額を補助するもので、その補助金の財源として、各施設の所在する市町村が補助金額の2分の1を負担することとされております。

なお、本市では障がい者関連施設で45施設、高齢者の関連施設で65施設、児童関連の施設で22施設などが対象となる施設と見込んでおります。

なお、この補助金については1月末を申請期限としており、交付時期については申請書等の整理が終了し次第、随時交付するというふうに聞いております。

以上で終わります。

**○議長（土谷信也君）** 商工観光課長、河野真一君。

**○商工観光課長（河野真一君）** それでは、第45号議案のうち、地域消費喚起プレミアム商品券事業及び中小事業者事業継続支援金についてのご質疑にお

12月9日

答えいたします。

まず、地域消費喚起プレミアム商品券事業についてでございますが、今回のプレミアム商品券事業は、令和2年度の第1弾から起算して第6弾目となりまして、前回、前々回と同様に30%のプレミアム商品券で、これまでの最高額となる総額3億9,000万円分を発行するものでございます。

前回の第5弾は、発行総額2億6,000万円、購入限度額1人2万円と第4弾と同じ内容だったにも関わらず、販売開始後3日間で売り切れ、購入できなかった方々から多くの苦情をいただきました。

これを踏まえまして、1人でも多くの市民の皆さんに行き届くように第6弾となる次回につきましては、1人当たりの購入限度額2万円は変わりませんが、発行総額で前回の1.5倍、1億3,000万円分を増額する予定でございます。

販売方法につきましては、購入時の手間は増えますが、これまでの窓口での直接販売方式を改め、はがきやインターネットによる事前申込み制とし、応募多数の場合は抽選を行い、当選者に引換券を郵送し、窓口にて引き換えを行う方式とすることで、公平性を担保したいと考えております。

次に、中小事業者事業継続支援金についてお答えいたします。

この事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、売上が大きく減少した事業者に対しまして、支援金を交付するものでございます。

内容といたしましては、市内に事業所を有する法人または個人事業者が、第7波にあたります令和4年7月から9月までのいずれかの月の売上げが、令和元年から令和3年の同じ月の売上げと比較して20%以上減少した場合に、法人20万円、個人事業者10万円を上限に支援金を交付するものでございます。

支援金の算定方法につきましては、基準年となる令和元年から令和3年のいずれかの年の7月から9月までの売上げの合計から、本年7月から9月までのうち、20%以上減少した最も売上げが低い月の売上げに3を乗じて得た額を差し引き、給付額を計算いたします。

なお、市税の滞納がある場合や法人税法別表第1に規定する公益法人、政治団体、宗教団体、暴力団関係者等は対象外となります。

昨年の第3回定例会にて議決をいただき、実施いたしました前回とほぼ同じ内容となりますが、前回は大分県の時短要請協力金を受給する飲食店は対象

外としましたが、今回はそうした制度がありませんので、飲食店も対象となります。

申請受付期間は、年明けの1月4日から3月3日までとし、持参・郵送またはインターネットによる申請とする予定でございます。

なお、交付につきましては申請後速やかに審査し、交付したいと思っておりますが、概ね2週間から3週間程度を目標に支給してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 再質疑をいたします。

2項目めですね、国の5万円の対象にならなかった方について、豊後高田の場合は、住民税の所得割非課税世帯の方に対しても同じシステムで交付するという事なんですが、多くの市民から苦情や問合わせがあるのはですね、同じ非課税世帯であっても国の制度では、子どもさんなどの扶養に入っている方は対象外にされていると。実際は、非課税世帯で大変なんだけど、扶養に入っているだけで5万円もらえない、前の時10万円もらえなかったということとで苦情があるんですけどね。そのことと、今回豊後高田市が実施する住民税所得割非課税世帯との整合性ですね。私はちょっと分からないんだけど、本当に国の制度で5万円もらえなかった人で、今度、市長が実施しようとしているのは、住民税非課税世帯については交付しますよと、約800世帯でしょ。そのこととですね、自分は所得がない被保険者なんだけど、息子の扶養に入っているばかりにももらえないという人のね、生活実態を見たときに、私はよく分からないんだけど、ほぼどちらも実際は非課税世帯なんだから、非課税世帯どころか、こちらは市民税の均等割4,000円だけを納めとる人も住民税の所得割非課税世帯ということで5万円もらえだすわけですね、でしょ。

これはまだ大分県の市段階では豊後高田市が初めてじゃないかと思うんですけどね。それをやるならば、できたら今、市民から苦情のある国の制度で、非課税なんだけど扶養に入っているためにももらえない人についてもね、対象にならないかとそういう検討もした結果、今回のことになったのか、その辺の検討したことがないのか、市長聞きたいんですよ。

私はそういう方が何世帯あるかは知りませんが、今回追加している市独自の施策は800世帯ですね。約800世帯は5万円もらえだすけども、非課税世帯でありながら扶養になっている方についてはこの対象

にならないわけですね。その辺を検討した結果、今回の住民税の所得割の非課税だけということになったかを市長に聞きたいんですけど。

今の1番の質疑で、地方創生臨時交付金がまだあるんならばと思ったんだけど、ないということが分かりましたけどね、全部予算計上しているということで、そう無理も言えないけども、市民から見たらね、同じもらえない人で、こちらは住民税の所得割非課税世帯はもらえることになったと、大分県で豊後高田市初なんですよね。ところが扶養しているためにもらえない人については何もないんかいという形でね、また苦情が上がるんじゃないかと心配なんですけど、どうでしょうか。

○議長（土谷信也君） 社会福祉課長。

（○16番（大石忠昭君） ちょっと待って、市長に聞いとるから。市長、検討したなら検討したで、してないならいい。）

○議長（土谷信也君） 担当。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、大石議員の再質疑にお答えをいたします。

課税者の扶養になられている方は、国の制度では確かに5万円の対象とはなっておりません。今回の市独自の所得割非課税世帯に対する給付金についてもですね、国と同様の考え方で取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

検討したかしないかというご質疑でございますが、内部での検討はさせていただきましたけれども、国の制度の中で今回の非課税世帯に対する取扱いと同様ということで結論となったところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長にお尋ねしたいんですけど、市長はね、やっぱり今までも県下に先駆けてね、市長の英断で全市民を対象、あるいは所得割、所得制限などを設けなくて、市独自の支援金を給付してきましたわね。そのことは評価しているんですよ。

あるいは国の制度でも、所得割のある制度についても外れた方について、最初はできないと言いつつたけど、後から追加でやったこともありますわね。そういうケースから見たら、同じ非課税世帯でありながら扶養に入っている人がもらえないということは、ちょっと苦情が出るのは当然でしょ。

その辺と今の住民税の所得割非課税世帯に出すと、その辺がよく、どちらが生活が困難だというような

ことを検討した結果、住民税の所得割非課税世帯を800世帯追加するという事になったかを聞きたいんですよ。

どちらも生活が大変じゃないんですかね。だから、国の金を使えば市独自でやれるんだという理解をしてるんだけど、市長違うんですかね。

もう一点は、大分県で今回みたいに住民税所得割非課税世帯に5万円出すというのは、市段階でまだほかにありますか。

以上です。

○議長（土谷信也君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（田染定利君） 再々質疑にお答えをいたします。

まず、県内の実施状況ということでお尋ねをいただいておりますが、市段階では私どもが先行しているのではないかとこのように認識しております。

（○16番（大石忠昭君） もう、市段階でいいです。それでいい。次。）扶養の関係でございますけれども、これは税法上扶養をとられているということは、基本的には生計を一にと言いますか、支援を受けて生活をされている世帯だということに認識をしておりますので、実態として扶養の援助とかそういうものがない方もいらっしゃると思っておりますけれども、どこかでやはり線を引かなければならないというふうに思っておりますので、大変私どもとしては正当な判断ではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次は、第46号議案の国保の特別会計についてです。

今回、約3,600万円を基金に積み立てる補正予算なんですけれども、これまでの分を合わせましたらば2億6,291万円になりまして、合併後、過去最高の金額なんです。

質疑したいのは、ほんの1点ですから、答弁は何秒でもいいです。これは次の、来年度ですね、市長の政策、市政の問題が問われるんですけど、これだけ国保税が高いんだから、この基金、過去最高の基金を一部取り壊して値下げをするということが、質疑はですね、法的には何ら問題ないと思うんですが、問題があるのかないかだけでいいです、あと何もありません。

○議長（土谷信也君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第46

12月9日

号議案、国民健康保険基金積立金についてのご質疑にお答えします。

今回、補正予算案のうち、国民健康保険基金積立金につきましては、令和3年度の決算剰余金7,184万3,794円に対する法定積立として、3,592万1,000円を計上するものでございます。

基金積立金を利用して国保税を引き下げることにつきましては、制度上は問題ございません。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長、今、答弁のとおり、過去最高の基金額になっておりますので、何とか3月議会までには検討してもらってですね、条例改定をして、全世帯で国保税が下がるようにですね、政治力を発揮してもらいたいと要望して、次にいきます。

次は、第49号議案、市の図書館の指定管理についての議案であります。今回、東京都の図書館流通センターグループに指定管理をすることになるんですが、それまでの審議の経過について簡単に述べてください。

それから2つ目は、図書館に納める蔵書類はですね、開館からちょうど10年ほどになりますけどね、1年で計算しましたら約1,000万円ですね。そのうちの市内の新聞店や書店で買う蔵書については、12%から14%ぐらいなんですよ。

私は何度もやっぱり中小業者を守るということですね、市の図書館の蔵書についてはなるべく市の事業所で購入するようにと要望してきました。前回の指定管理の時に、仕様書の中にですね、この指定管理者に任せるような文書があって、なかなか議論しても、少しずつは増額しているんですけどね、できてないんです。

今回は、佐々木市長になりましてから2回目なんです。最初の時は市長が前は問題なかったからいいという立場を取ったようなんですけどね。ぜひ市長、これは市内の事業者のほうで蔵書については購入するというようにしてもらいたい。まず、その辺はどうか、仕様書ではどうなっているか説明してもらいたい。

それから、指定管理料については若干増額しているんですけどね、その辺をちょっと簡単に説明してください。

以上です。

○議長（土谷信也君） 教育総務課長兼地域総務一

課長、植田克己君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君）

それでは、第49号議案についてのご質疑にお答えします。

まず、指定管理者選定までの審議の経過についてでございますが、第1回指定管理者選定委員会を7月28日に開催し、これまでの指定管理の実績説明の後、引き続き指定管理を継続すること、そして指定管理期間を5年とすること、事業者の選定について公募によって行うことが決定されました。

その後、8月26日に第2回選定委員会を開催し、募集要項、指定管理料等の審議を行い、市のホームページで9月15日から1か月間の周知期間を設け募集することを決定いたしました。

その結果、1団体から応募があり、10月25日の第3回選定委員会において応募事業者からのプレゼンテーションを行い、事業計画、事業提案等の説明を受けた後、ヒアリング、審査を経て、今回ご提案させていただいております豊後高田TRC・日本管財グループを指定管理候補者として選定したところでございます。

次に、蔵書についてのご質疑にお答えします。

仕様書については、図書等の調達に当たっては地場産業育成の観点から、可能な限り地元事業者を活用するものとしております。

次に、指定管理料の積算根拠についてお答えします。

これまでの指定管理料につきましては、令和元年度に消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴い、令和元年10月分からその影響額分を増額させていただいております。

今回の指定管理料算定に当たりましては、これまでの指定管理実績を基に消費税引上げ後の額に据え置くこととしたところでございます。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 2点目の市内の業者で蔵書の購入、可能な限りするということですが、これは前回の指定管理の時と総務課長の答弁が大幅に違うんです。大幅に前進なんですけどね、前進ですよ。前は、指定管理者で購入することのほうが安上がりで、高くなったら市民に迷惑かけるみたいな答弁だったんですよ。今度は佐々木市長2期目になって、可能な限り地元業者で購入するというのがですね、今の実績でいきましたら100万円ちょっとですわね、多

いときで140万円ぐらいでしょ、新聞を含めて。新聞、雑誌類が主なんですけどね。蔵書については約1,000万円から1,500万円ぐらいなんです、額見たら。そのうちに十数%でしょ。

可能な限りということは、どういうふうに理解したらいいですかね。どれぐらい、500万円か600万円ぐらいは可能とか、800万円ぐらいは可能とか、その辺はどういうふうに私たち理解したらいいですか。

ぜひ、市内業者を優先してもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（土谷信也君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君）

それでは、大石議員の再質疑にお答えします。

可能な限りということですが、現在でも受託事業者については可能な限り市内で購入していただいていると思います。議員からご案内がありましたように、少しずつその率も増えてきているのではないかなと思いますし、私どももそういう願いをしておりますので、今後とも書籍の購入に当たっては地元事業者から調達するよう働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私は仕様書でどうなっていますかという質疑を最初の部分にしたわけね、そしたら可能な限り地元でと言う。だから今までよりは、地元の実績についても私説明を述べましたけれどもね、可能な限りやるとしたら、可能というのは市長、どういうふうに理解してもらったらいいですかね。私は市長を今評価している、2期目になったらちよつと違うかなと前とね。思い切って市内の業者——可能な限りというのは抽象的でしょ。だから今は百数十万円なんだけど、500万円でも700万円でも800万円でもというふうに理解しているのかどうかということを知っているんですよ。

仕様書の中には前回と違う面があるんですか。地元業者優先ということがあるんですか。その辺ちよつと市長の理解を聞いてみたい。市長が地元業者を守る気があるかどうか。

○議長（土谷信也君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君）

大石議員の再々質疑にお答えします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、仕様書の中では可能な限り地元事業者を活用するものとさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 可能な限りということで市長、要望しておきますよ、とにかく地元中小業者を守るということで市長の政治力を発揮することを要望しておきます。

次はですね、時間が僅かに、あと22分なんですけど。第54号議案はもう、ちよつと省略します。

第61号議案の真玉海岸の新たな箱物施設について2点質問です。

1つは、1階の飲食店舗にお貸しをするそうですけれども、使用料が1か月が8万3,000円という条例改定なんですけどね、その根拠を示してもらいたいということと、2つ目は、2階の多目的室について1時間310円の利用料の条例化しておりますけれどもね、この根拠と活用方法について、簡単に述べてください、簡単でいいです。

○議長（土谷信也君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第61号議案、豊後高田市真玉海岸観光交流拠点施設条例についてのご答弁の前に、1点、先ほど第45号議案、中小事業者事業継続支援金事業の答弁の中で、答弁間違いがありましたので訂正をお願いしたいと思います。

先ほどのご答弁の中で、市税の滞納がある場合や法人税法第1表第1に規定する公益法人と申し上げましたが、これは法人税法第1表第1に規定する公共法人の間違いでございましたので、訂正してお詫び申し上げます。

それでは、第61号議案のご質疑にご答弁申し上げます。

初めに、真玉海岸観光交流施設の交流棟1階、飲食店舗における使用料月額8万3,000円の算定根拠についてでございますが、今回の真玉海岸観光交流施設の整備に当たっては、建設費の2分の1に国の地方創生拠点整備交付金を活用し、残りの部分につきましては過疎債を充当するため、市の実質的な負担は15%程度となります。これを踏まえまして、交流棟の建設費の市の実質的な負担分を25年間で賄えるように算定して、月額8万3,000円と設定したものでございます。

次に、交流棟2階の多目的室における1時間310円の利用料の算定根拠につきましては、公民館や昭和の町に新たに整備した新町交流拠点施設の交流室に準じて設定したものでございます。

交流棟の2階の多目的室につきましては、通常は

12月9日

休憩所として一般開放し、1階の飲食店で購入したものを食べたり、寒い冬でも快適に海を眺められる場所としてご利用いただく予定でございます。利用料の310円は部屋を貸し切って利用する会議やパーティー等に使用する場合を想定しておりまして、自治会の会合や公的な利用の場合は無料とする予定でございます。

この施設整備の事業効果につきましては、人気の観光スポットでもある真玉海岸を訪れる人々が、1年中いつ訪れても快適に過ごすことができるようになりますし、また、屋上に登ると干潟を上から見下ろす絶景の写真を誰もが安全に撮影できるようになりますので、さらなる来場者の増加が見込まれます。

また、さらに津波など緊急時の避難場所としてもご利用できるように外階段も設置しておりますので、地域の交流拠点として様々な場面で役立つものと考えております。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 家賃や使用料の根拠についての説明をお聞きしましたが、もう一点ですね、それとの関係で、この施設を造り開設することによってですね、いわゆる年間の維持管理費というのはどれぐらいが見込まれるのでしょうか。

それから、利用料1時間310円についての年間の利用、部屋の利用実績をどれぐらいに見込んでいるのかね。その辺で、採算的にはどう見たらいいのでしょうか。

○議長（土谷信也君） 商工観光課長。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、真玉海岸の観光交流拠点施設についての再質疑にお答えいたしたいと思います。

まず、維持管理費についてでございますが、まだ工事中でございます、工事がまだ完了していません。したがって設備等もまだ完了していませんので、正確な維持管理費は今現時点では算定していません。

この施設はですね、1階は飲食店として使用とか貸し出しますが、それ以外の施設は指定管理施設として条例上、制定しております。次の3月議会に指定管理者の指定についての条例を提出したいと思っておりますので、その際にそういう運営経費等を含めまして指定管理料を算定する中で、詳細について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がありませんので、あとは災害復旧工事について、資料の専決処分の内容についてお尋ねしたいと思うんです。

資料で農業関係あるいは道路の関係などについては全部一覧が出ましたのでね、これを見れば私は分かりますが、その中で時間の許す限り、15分ありますからね、質疑したいと思うのは、1つはそれぞれの事業が、やっぱり住民にとっては早く復旧工事が完成したことが利便性があると思うんですけどね、その辺の工期についてはいつぐらいまで見ているのかということね。

その中で農地・農業施設災害復旧工事費の中でですね、臼野の奥のほうの池について事業費8,000万円と出てるんですけどね。これで工期が9か月とあるんですけどね、農業のため池なもんだから水を落として工事をするとなった時に、完成した後に田植えの準備の頃までには水が溜まらなないと、工事したために水が足らなくて稲が植えられなかったとかいうことになると補償費等が大変かかると思うんですけどね。その辺、事業費が8,000万円となってるんですけども、8,000万円でびっくりなんだけども、そういう農家の補償費なども含まれたものかと思うけど、そうじゃないと思うんだけどね、その辺大丈夫かということでもちょっと説明してもらったと思います。

それから、香々地の小畑から真玉の臼野の上の横山までの林道ですね。これが幅5メートルの舗装道路なんですけども、約30メートルにわたって崩壊している。私の調査では私の50年間の議員活動の中でこれだけ大きな公共道路の被害というのは初めてだと思うんです。復旧額の問題じゃないですよ、あれだけの規模の災害がです。

今回、これ3,500万円の工事費が提案されているんですけど、これでできるんだろうかというふうに、私は素人ですけども考えるんですが、今回提案されている3,500万円の事業ではどういう規模でね、これで完成できる事業費なのかどうか。前回の事故の教訓から、工法についてはどういうように改善されているのかね。今回工事が完成した後は同じようなことがあってはならないと思いますのでね、前回の設計工法から教訓を引き出してですね、発展させていると思うんですけど、その辺をちょっと分かりやすい言葉で説明してもらえませんか。

それから、あと建設課のほうの担当する道路の工

事などについても同じなんですけども、全体的にですね、やっぱり地元業者を優先をして、なるべく工事を早く完成して市民が安全で利用できるようにしてもらいたいと思いますが、その辺をなるべく簡潔に説明してもらえないでしょうか。

以上です。

○議長（土谷信也君） 耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長（阿部博幸君） 第6号報告についてお答えします。

ご質疑の臼野山畑地区の中小河内池の災害復旧工事につきましては、耕地災害の査定日程が12月7日、8日だったことや、現地の被災状況を考慮しますと来年の田植え時期までの完成は大変厳しいと推測されます。一旦工事に着手した場合、十分な水供給ができなくなる可能性が高く、極力耕作者の皆さんに支障が生じないよう最大限の配慮が必要と思っておりますので、適正工期を確保するためにも繰越し手続を取らせていただいた上で、来年の稲刈り後に実施できないか検討を進めているところであります。

なお、着手するまでの間につきましては、二次災害を防止するため現在設置しているビニールシート等による養生を継続し、十分な安全対策を講じたいと考えております。

次に、林道小畑山畑線の災害復旧事業についてお答えします。

林道の復旧概要についてですが、今回は災害査定の結果、盛土内に細長い帯状の金属製の補強材を層状に敷設して、擁壁で支えるテールアルメ工法を採用することとしており、低コストで従来よりも強固な復旧が可能となると考えております。

また、崩土の撤去につきましても、今回の復旧工事の中で対応することとしております。

担当課といたしましても、できる限り早期復旧に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 市参事兼建設課長、永松史年君。

○市参事兼建設課長（永松史年君） それでは、法第6号のうち、台風14号による公共土木施設補助災害復旧事業費についてのご質疑にお答えします。

災害復旧工事費につきましては、9月の台風14号により被災を受けました道路7件と河川1件の計8件について、被災した土木施設の復旧工事を行うものです。

災害の復旧や初動活動については、市の防災対策

を考える上で、地元事業者は非常に重要な役割を担っていると考えておりますので、発注についても中小企業振興基本条例も踏まえ、これまでと同様に地元事業者をお願いしたいと考えております。

また、施工時期につきましては災害査定が来週行われますので、査定終了後、速やかに発注を行い早期完成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 最初に、耕地林業課の担当する災害復旧工事ですね、工期についてはそれぞれ完成日をいつと、ちょっと明確にできますか。

○議長（土谷信也君） 耕地林業課長。

○耕地林業課長（阿部博幸君） 工期についてですけども、農地・農道等に関しましては早期着手を、林道についても早期着手を図りたいと思います。ため池についてですけども来年の8月中旬に発注をし、準備等を考えますと9月か10月に工事にかかって、再来年の3月に完了するような工期で考えております。

以上です。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう一点ね、その今回提案されている事業費8,000万円の場所なんですけども、今の壊れ落ちたところの用地の地権者は民間なのかね、ため池の部分の地目内に入ってるのか、その辺確認できてますか。

○議長（土谷信也君） 耕地林業課長。

○耕地林業課長（阿部博幸君） 崩壊したところは、ため池の部分と農地の部分が両方かかっていますので、農地の地権者の方にも同意と、ため池の管理者のほうにも同意をいただいて、今後、復旧後はため池の施設として管理するように考えております。

以上です。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次は、林道についてです。

今、工法について説明があったんですけど、私がそういう方面の知識が弱いものですから理解ができないんですけども。素人考えで見ましたら、あれだけの壊れた後を復旧するとすると、それより手前側の2か所はコンクリで張り上げてますわね、下から上まで全部コンクリですよ、コンクリというのは建築ブロックというんですか、コンクリの擁壁が2か所あるんですけども、今、壊れたところについては、今までのところは全くコンクリとか石類は使っ

12月9日

てないんですけど、今度、全然コンクリも使わないまま下から全部土で上げるということで、これで大丈夫なんですかね。

○議長（土谷信也君） 耕地林業課長。

○耕地林業課長（阿部博幸君） お答えします。今回の工法はですね、前面にはコンクリートブロックみたいな、フレーム、ちゃんとコンクリートの板状のものが前にきます。その後、背後には金属製の帯状のものを敷いて、その上に土かぶせていくような方法になっていますので、前は前面に金網みたいなが入って、それにネットを道路の下に置くような工法やったんですけども、前回よりは強固なものになるのではないかと考えてます。

以上です。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 工事費が約3,500万円提案されているんですけども、現場見たら杭打っているのは上のほうだけです。それは今の工事をやるところだと思っただけだね。災害工事としては下の川まで、私の目測で約80メートルまで土砂が流れ落ちてますわね。それをそのままというわけいかにしょ。撤去する費用も3,500万円の中に入っているのか、それも工期はいつまでと考えているのか。

その辺やっぱり地元としてはね、一番心配事なんですよ。その辺どうでしょうか。

○議長（土谷信也君） 耕地林業課長。

○耕地林業課長（阿部博幸君） 再々質疑にお答えします。

崩土の撤去全て、今回のこの3,500万円の工事費の中に入れております。それと工期的なものは早期に着手し、発注をし、半年から7か月ぐらいの工期を考えております。

以上です。

○議長（土谷信也君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 建設課長にお聞きしますが、大きい事業で概算で2,500万円の事業がありますね。それは、私は現場に行っていないから分からないが、どれぐらいの規模のもので、それもいつまでに完成するつもりなのか、地元負担が全くないと思うんですけど、その辺も確認をしておきたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（土谷信也君） 市参事兼建設課長。

○市参事兼建設課長（永松史年君） 一番大きい2,500万円の工事ですが、これは栗島線の道路災害復旧工事となります。

場所は栗嶋神社に入る海側の市道で、鳥居から入っていく道路になります。これは、かなり法高が長くて、最初の概算を出したときかなり大規模な工事になるということで、2,500万円計上させていただいておりますが、現地を詳細に調査した結果、それほど工事費をかけずにできるのではないかとということで、今回査定を受けまして、はっきりした工事費が出ると思います。

できれば年度内、3月いっぱいで行いたいとは考えておりますが、これからの入札、それら手続きがございますので若干遅れる可能性もございますが、できるだけ速やかに完了するように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（土谷信也君） これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第45号議案から第62号議案まで及び第6号報告については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月12日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 土谷 信也

豊後高田市議会議員 河野 正春

豊後高田市議会議員 菅 健雄